

令和5年5月

受診者のみなさまへ

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類相当に移行されます。5類移行による当クリニックの対応について次のとおりご案内申し上げます。

なお、特段の事情が生じた場合はこの限りではありません。最新の情報はクリニックHPをご覧ください。

1. ご自身でマスクを用意していただき、健診中は着用をお願いします。
2. アルコール消毒液を用意しています。適宜手指消毒をお願いします。
3. 厚生労働省「感染症法上の位置づけ変更後の療養について(令和5年4月14日)」に基づき、新型コロナウイルスに罹患した場合は、発症後5日経過かつ症状が軽快して24時間程度を経過してからの受診をお願いします。※
4. 受診当日に37.5℃以上の発熱、新たな咳、たん等の症状がある場合は受診できません。※
5. 肺機能検査は引き続き中止となります。

※日程変更が必要な場合は、お電話にてお知らせください。時期によってはご希望に添えないことがあります。

大阪公立大学医学部附属病院
先端予防医療部附属クリニック MedCity21
MedCity21 所長

